○国土交通省告示第四百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月三十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
近畿自動車道名古屋神戸線	城陽市寺田金尾一二九番から同市寺田金尾八五番二まで	前	最大 六一六 最小 九四
		後	最大 二八二 最小 六一六 九四

○国土交通省告示第四百六十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第二百九十一号）の施行に伴い、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）を実施するため、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示の一部を改正する告示

自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（平成二十一年国土交通省告示第千二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。）の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあっては、当該指定都道府県等の長に速報するよう努めるものとする。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第四百六十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十一条の二第一項及び第二項並びに第四十一条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部を改正する告示

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号イ中「社団法人日本産業カウンセラー協会」を「一般社団法人日本産業カウンセラー協会」に、ロ中「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」を「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」に改める。

第九条第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事項を記載した記録簿を作成し、適性診断を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

イ　適性診断テストの評価

ロ　カウンセラーによる指導及び助言の内容

ハ　第二条第二号に規定するカウンセラー名簿に記載された者以外のもの（他の適性診断の実施者のカウンセラー名簿に記載されている者に限る。）が指導及び助言を行った場合にあっては、当該指導及び助言を行ったものの氏名及び当該他の適性診断の実施者の名称

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部を改正する告示

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号イ中「社団法人日本産業カウンセラー協会」を「一般社団法人日本産業カウンセラー協会」に、ロ中「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」を「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」に改める。

第九条第四号を次のように改める。

四　次に掲げる事項を記載した記録簿を作成し、適性診断を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

イ　適性診断テストの評価

ロ　カウンセラーによる指導及び助言の内容

ハ　第二条第二号に規定するカウンセラー名簿に記載された者以外のもの（他の適性診断の実施者のカウンセラー名簿に記載されている者に限る。）が指導及び助言を行った場合にあっては、当該指導及び助言を行ったものの氏名及び当該他の適性診断の実施者の名称

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第四項、第四十八条の四第二項、第四十八条の五第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する同令第四十一条の二第二項及び第三項並びに第四十一条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示

旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十八号）の一部を次のように改正する。